平成２０年（フ）第３１１６号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字西高岨33番地の２
破産者　有限会社浦崎商店
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３８号
愛知県大府市半月町２丁目14番地
破産者　株式会社朝日工務店
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４４号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目13番地の１
破産者　有限会社トリプルエー
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７７号
名古屋市守山区西川原町27番地
破産者　有限会社幸進
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９６号
名古屋市熱田区新尾頭３丁目２番16号
破産者　有限会社立和名
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
神戸市長田区宮丘町２丁目３番10号
破産者　仲株式会社
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１９号
神戸市中央区小野柄通６丁目１番22―503号
破産者　株式会社西脇設計
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３２号
横浜市保土ケ谷区藤塚町22番９号
破産者　有限会社弥生商会
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４０号
川崎市麻生区王禅寺東３丁目32番27号
破産者　巴建設株式会社
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
川崎市中原区小杉町３丁目428番地
破産者　有限会社アクセル
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
静岡県富士市蓼原町1652番地
破産者　株式会社協立電気商会
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成１７年（フ）第２８１号
福岡県大牟田市大正町６丁目４番地の３
破産者　大牟田スバル株式会社
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第８５号
福岡県行橋市南大橋３丁目13番80号
破産者　水永　晃平
１　決定年月日　平成22年７月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第６８号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田251番地１
破産者　川瀬組こと　川瀬　道雄
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第７８０号
埼玉県狭山市大字北入曽1508番地の74　西武フラワーヒル70―２
破産者　株式会社ムラカミ
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６０９号
東京都小金井市本町３丁目８―９―613
破産者　花岡　由雄
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９号
北海道帯広市東二条南13丁目５番地701
破産者　タツル総業株式会社
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第２８６号
青森市問屋町２丁目13番11号
破産者　株式会社太陽堂藤田商店
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３９９号
福島県郡山市富田町字坦ノ腰32番地の１
破産者　有限会社ネクサス
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５号
福島県郡山市字菜根屋敷59番地22
破産者　有限会社グッド・ウィル
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第７１８号
川崎市高津区久地４丁目10番22号
破産者　フォトマシン株式会社
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係